

# 広報 おやまざき

自然豊かな子育てのまち

12  
2022(令和4)年

## 今月の主な内容

- 12月4日～10日は人権週間 P2
- コロナワクチン接種について P5
- 水道料金・下水道使用料を減免します P6
- 令和5年度採用 P6
- 大山崎町職員採用試験案内 P8

# みんなで守る みんなの人権



問II 総務課 総務係 0956-2101 (内322)

## 人権デーと人権週間

基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」では、すべての人々が持っている市民的政治的、経済的、文化的分野にわたる多くの権利についてうたわれています。

また、国際連合は、「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と定めました。

人権に関する3つの法律をご存じですか？

平成28年（2016年）に、差別のない社会の実現をめざして、3つの法律が施行されました。

○障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」のことです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待、また、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害し、差別を助長するような投稿がされたりすることがあります。また、DVやハラスメント、感染症に罹患したことや障がいを理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する差別、部落差別（同和問題）なども依然として存在しています。

どうしてこのようなことが起こるのでしょうか、どうすればこのようなことをなくせるでしょうか、一人ひとりが暮らしやすい社会をめざして、人権について考えてみましょう。

## 人権にかかわる様々な問題

日常生活の中には、社会情勢の変化等に伴い、人権にかかわる様々な問題や課題があります。みなさんの身近な問題について、この機会に振り返ってみてください。

部落差別（同和問題）<sup>\*</sup>  
により不当な不利益を受けるなど

子どもへの  
いじめ・虐待など

女性への  
性犯罪・DVなど

高齢者への虐待など

障がいを理由とした  
差別など

性的マイノリティ（性的  
少数者）であることを理由とする偏見や差別など

### ※部落差別（同和問題）

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に、日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、わが国固有の人権問題。身元調査や結婚・就職差別、インターネット上の誹謗・中傷など

- 町内の幼稚園や小学校において「人権の花運動」を実施し、人権の花の「水仙」等を育てるなどをして、子どものときから人権について触れる機会を育んでいます。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動、インターネット上の差別的言動や他人を煽動する言動がいわゆる「ヘイトスピーチ」と呼ばれ、社会的関心を集めています。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせかねません。ヘイトスピーチは許されないことを宣言するとともに、解消するために施行されました。



令和4年度「人権の花」運動で水仙等を植える子どもたち



令和4年度「人権の花」運動で人権学習をする子どもたち

○登録方法 税住民課 住民係（役場1階2番窓口）へお越しください。  
Qコードからもご確認いただけます。

Q. ①人権啓発・②人権相談・③人権侵害の被害者救済があります。

A. Q. どのような活動をしているの?  
A. ①人権啓発・②人権相談・③人権侵害の被害者救済があります。

Q. 様々な人権に関する相談を受けています。

「事前登録型本人通知制度」  
住民票等の不正取得防止に繋がる  
制度を悪用した住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求・不正取得により、結婚や就職の際に身元調査を利用される等、個人の権利が侵害されることを抑止・防止するための制度です。

事前に登録された方の住民票の写し等を第三者に交付した場合、その「交付した」事実をお知らせします。（住民票の写し等の証明書を第三者に交付できないようにする制度ではありません）。

Q. 2番窓口へお越しください。  
Q. い合わせていただくか、必要書類や条件等の詳細はお問い合わせください。

# 新型コロナワクチンの接種について

現在、オミクロン株対応ワクチン（以下、「2価ワクチン」とします。）の追加接種が始まっています。現時点での情報を次のとおり整理しましたので、接種を希望される方は早めに予約をお願いします。わかりにくい部分も多いので、詳しい情報は「大山崎町新型コロナワクチンコールセンター」【☎0120-056-716】までお問い合わせください。

【接種回数】2価ワクチンの接種は、1人1回です。下表でご確認ください。

現在の接種回数は？	2価ワクチンは接種できる？	接種方法・場所などは？
0回の方	2回目が終わるまで接種不可。	まずは初回接種※を完了してください。
1回の方		
2回の方	3回目接種として接種可能。	
3回の方	4回目接種として接種可能。	集団または個別接種を予約してください。
4回の方	5回目接種として接種可能。	

※1回目と2回目を合わせて「初回接種」と呼びます。

何回目の接種であっても、2価ワクチン接種は1回だけです

【接種期間】令和5年（2023年）3月31日金まで

※町の集団接種は、予約状況に応じて終了します。

【接種対象者】次のいずれも満たす方

- 12歳以上である。
- 初回（1・2回目）接種を完了している。
- 最終接種から3ヶ月以上経過している。
- ※接種対象の方には、接種可能となった時期に接種券を送付しています。（転入の方は手続きが必要です。）
- ＜注意＞初回（1・2回目）接種が済んでいない方
  - 初回（1・2回目）接種は令和4年12月末までに済ませる必要があります。
  - 初回（1・2回目）接種は従来株対応ワクチンで受けなければなりません。（2価ワクチンは不可）
  - 2回目完了後、3ヶ月経過した方は2価ワクチンを接種することができます。（ノババックスを接種する場合は6ヶ月）
  - 詳しくはコールセンターまで

いずれにしても、ワクチン接種を希望される方は早めの予約をお願いします。

○5歳～11歳（小児）のワクチン接種について

【接種期間】令和5年（2023年）3月31日金まで

【接種対象者】5歳～11歳の方

※対象の方には接種券を送付しています。保護者の同意、立ち合いが必要です。（転入の方は手続きが必要です。）

【接種回数と間隔】

1回目接種→3週間後→2回目接種→5ヶ月後→3回目接種

※1回目接種後、2回目接種前に12歳になった方の2回目は、小児用ワクチンを接種します。

※2回目接種以降に12歳になった方の3回目は、12歳以上用の2価ワクチンを接種します。

【予約方法】お手元に接種券を準備して、コールセンターまで  
※集団接種は終了しています。

○0歳6ヶ月～4歳（乳幼児）のワクチン接種について

【接種対象者】0歳6ヶ月～4歳

※対象の方には接種券を送付しています。保護者の同意、立ち合いが必要です。（転入の方は手続きが必要です。）

【接種回数と間隔】

1回目接種→3週間後→2回目接種→8週間後→3回目接種

※接種期間中に5歳になつても、同じ乳幼児用のワクチンを接種します。

【集団接種日程】12月8日㈭、1月12日㈭、

2月2日㈭、3月30日㈭

【予約方法】お手元に接種券を準備して、コールセンターまで

問=大山崎町新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-056-716

この記事は令和4年11月上旬時点の情報に基づいて作成しています。最新の情報については町ホームページをご確認ください。

## 人権について困ったことがあれば…ひとりで悩まずに、ご相談ください

町内をはじめ京都府内では、人権侵害（差別や虐待、嫌がらせなど）に関する相談窓口があります。差別されていると感じたり、インターネット上でプライバシーの侵害を受けていたりなど、一人で悩まずに、小さなことでもご相談ください。秘密は守られます。また、相談は無料です。

### 心配ごと相談

とき=毎月第3金曜日 13:30～15:30（予約不要）

ところ=役場もしくは中央公民館

（実施場所は各月、広報誌の裏表紙のカレンダーでご確認ください）

人権問題法律相談～京都府人権リーガルレスキュー隊～

【電話相談（一人20～30分程度）】

☎741-6321（専用電話）

とき=毎月第1・第3火曜日 14:00～16:00

【面接相談（一人40分程度）】

＜京都府庁での相談＞**昼間**

とき=毎月第2火曜日 13:30～16:30（事前予約制）

申込期限=相談日の1週間前

問・申込先=京都府人権啓発推進室

☎414-4271、㈹414-4268

＜宇治総合庁舎での相談＞**昼間**

とき=12月27日㈫ 13:30～16:30（事前予約制）

申込期限=12月19日㈪

問・申込先=宇治総合庁舎

☎0774-21-2101、㈹0774-21-2106

＜京都弁護士会京都駅前法律相談センター＞**夜間**

とき=毎月第3水曜日 18:00～20:30（事前予約制）

申込期限=相談日の1週間前

問・申込先=京都弁護士会京都駅前法律相談センター

☎741-6322

※面接申込（電話またはFAX）は、9:00～17:00までです。

※人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」  
でもご案内しています。



京都地方法務局の相談窓口

【常設相談】

受付時間=月～金（祝祭日・年末年始を除く）8:30～17:15

ところ=京都地方法務局（京都市上京区荒神口通河原町東入）

下記の電話は、おかげになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

○様々な人権問題に関する相談は…

みんなの人権110番へ ☎0570-003-110

○いじめ・虐待など子どもの人権の相談は…

子どもの人権110番へ ☎0120-007-110

○セクハラ・家庭内暴力など女性の人権の相談は…

女性の人権ホットラインへ ☎0570-070-810

○様々な人権問題に関するインターネット相談は…

右記QRコードからアクセスしてください



相談フォームに▼氏名▼住所▼年齢▼

相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール・電話または面談により回答します。

12月3日～9日は障害者週間

### 令和4年度大山崎町人権教育冬季研修会

とき=12月6日㈫ 13:30～15:00

ところ=中央公民館別館3階大研修室

対象=町内在住・在勤の方 ※事前申込受付順40人まで

講演=「このまちが好きだから～被差別の歴史をもつ地域に生まれて～」

講師=崇仁発信実行委員会代表

藤尾 まさよ

問=生涯学習課 生涯学習・スポーツ振興係

☎956-2101（内234）

○生まれた時から障がいのある人もいます。病気や事故で障がいは、誰もにとつて身近なことです。  
○外見ではわかりにくく障がいを持つ人もいます。  
○障がいがあるなしに関わらず、相手のことを思いやり、困っている人を助けることは素晴らしいことです。  
○一人ひとりが必ず持つている優しい気持ちを、この機会に改めて確認してみましょう。  
○外見ではわかりにくく障がいを持つ人は、様々な障がいがあることがあります。それは、その人の様々な個性の一  
部分です。  
○違ったことがあります。障がいがあることは、様々な種類や症状の  
違いがありますが、障がいがある人は、様々な障がいのある人もいることです。  
○生まれた時から障がいのある人は、病気や事故で障がいは、誰もにとつて身近なことです。  
○外見ではわかりにくく障がいを持つ人もいます。  
○障がいがあるなしに関わらず、相手のことを思いやり、困っている人を助けることは素晴らしいことです。  
○一人ひとりが必ず持つている優しい気持ちを、この機会に改めて確認してみましょう。  
○外見ではわかりにくく障がいを持つ人は、様々な障がいがあることがあります。それは、その人の様々な個性の一  
部分です。  
○違ったことがあります。障がいがあることは、様々な種類や症状の  
違いがありますが、障がいがある人は、様々な障がいのある人もいることです。  
○生まれた時から障がいのある人もいます。病気や事故で障がいは、誰もにとつて身近なことです。  
○外見ではわかりにくく障がいを持つ人もいます。  
○障がいがあるなしに関わらず、

事前予約制

当日、申請された方へは記念品をプレゼント！

## マイナンバーカード申請サポートの休日窓口を開設！ ～マイナポイントをもらうためには、12月末までにカードの申請を～

マイナンバーカードの申請を希望する方を対象に、職員がタブレット端末を使用して顔写真撮影（無料）から申請手続きまでをお手伝いする休日申請サポートを次の日程で開催します。

カードの申請を12月末までに完了すれば、最大2万円分のポイントが付与される「マイナポイント事業」が実施されています。小さなお子様にもポイントは付与されますので、この機会に是非ともご検討ください。

### ○日時

12月4日(土)・10日(土)・18日(土)・24日(土)

いずれも9:00～12:00

### ○場所

中央公民館別館1階（変更となる場合がありますので、お問い合わせください）

### ○必要な持ち物

お問い合わせください。

(手ぶらでも申請できますが、二次元コード付きのマイナンバーカード交付申請書等をお持ちいただくより短時間で手続き可能です。)

### ○注意点など

- ・事前予約制ですので、お電話やメールにてお申し込みください。（メールの場合、①住所②氏名③電話番号④希望日時を記入の上、お申し込みください。）
  - ・所要時間は15分程度です。
  - ・15歳未満の方および成年被後見人の方は、申請者本人とともに、法定代理人が同行してください。
- 問=税住民課 住民係 ☎956-2101 (内125・126)  
✉jumin@town.oyamazaki.lg.jp

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を実施しています

### <給付対象者・受給権者>

令和4年9月30日（基準日）において本町の住民基本台帳に記録されている方で次の①か②のいずれかに該当する世帯の世帯主 ※いずれか一度しか受給できません。

- ①世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）  
 ②住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず家計が急変し、年収見込額が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

### <給付額>

1世帯あたり5万円

### <申請及び給付方法>

①本町において課税状況が確認できる世帯について  
 令和4年12月初旬に「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書（以下、確認書）」を送付します。記載内容をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

①本町において課税状況を確認できない世帯について  
 令和4年1月1日以降に本町に転入された方がいる世

帯など、本町において令和4年度の課税状況が確認できない世帯については、確認書は送付しません。対象となる方は、別途申請書（令和4年度住民税非課税証明書の写し等、添付書類が必要）をご提出ください。

②令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を12倍し、合計金額が非課税相当になる方が対象です。申請書には給与明細等の添付が必要です。  
 ※その他詳細については町ホームページをご覧ください。申請書等各種様式についても、町ホームページからダウンロードできます。また、福祉課（役場1階7番窓口）でもご用意をしています。

### <確認書及び各申請書の提出期限>

①②確認書・申請書の提出期限：

令和5年1月31日(火)

### <お問い合わせ先>

申請方法等、全般について：

福祉課 社会福祉係 ☎956-2101 (内151)

制度の概要について：

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金センター（内閣府設置） ☎0120-526-145

手続不要

## 新型コロナウイルス感染症にかかる支援策

### [令和4年度第4期分] 水道料金・下水道使用料を減免します

エネルギー価格・物価高騰などによる影響を受けている住民や事業者の皆さまへの支援として、また、引き続きの新型コロナウイルス感染対策の推進のため、水道料金および下水道使用料の基本料金全額免除を再度実施します。皆さまには、改めて“こまめな手洗い”など、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

なお、前回同様、減免については基本料金のみで、使用水量に応じてご負担いただく従量料金は対象となりません。

また、本減免につきまして、お客様に行っていただく手続きはありません。

#### 1. 対象者

一般家庭および事業者（※官公署除く）

#### 2. 減免期間

令和4年度 第4期（9月、10月の使用分）

※11月検針分の水道料金、下水道使用料が対象

#### 3. 減免額について

○家用（口径20mm）の場合…【減免額】5,060円  
(内訳)

水道料金…基本料金1期分（2か月分）：使用水量10m<sup>3</sup>まで 3,520円（税込み）

下水道使用料…基本料金1期分（2か月分）：使用水量20m<sup>3</sup>まで 1,540円（税込み）

※営業用、工場用等につきましては、町ホームページ内の「上下水道料金の料金一覧表」をご覧ください。

#### [注意事項] (重要)

- 11月検針時に投函された「使用水量のお知らせ」に記載の金額は“減免前”的金額です。
- ご使用水量が基本水量（10m<sup>3</sup>）未満の場合、今回の請求はありません。
- 集合住宅にお住まいでの管理会社などにお支払いのお客様は、支払先にお問い合わせください。

問・相談先=上下水道課 業務・府営水道係 ☎956-2101 (内271・272・273)

使用水量のお知らせ			
令和4年度 第4期（令和4年11月検針分）			
大山崎町役場 様			
ご使用場所 大山崎町役場小字夏目3番地			
水道番号	□□-□□-□□	用途	家用
水栓番号	□□□□-□	戸数	1
量水器番号	△□□□-□□	口径	20
今回指針 1040 m <sup>3</sup> 前回指針 1000 m <sup>3</sup>		取替前使用水量(+)	
		ml	
今回使用水量		40 m <sup>3</sup>	
水道料金	8,470 円	(うち消費税相当額)	770 円
下水道使用料	3,080 円	(うち消費税相当額)	280 円
合計金額	11,550 円		
検針日令和4年11月10日 検針員			

減免前の金額と  
なります

#### 過去の減免実績

- 令和2年度
    - 1期分(3月・4月ご使用分)
    - 3期分(7月・8月ご使用分)
    - 5期分(11月・12月ご使用分)
    - 6期分(1月・2月ご使用分)
  - 令和3年度
    - 3期分(7月・8月ご使用分)
    - 6期分(1月・2月ご使用分)
  - 令和4年度
    - 2期分(5月・6月ご使用分)
    - 4期分(9月・10月ご使用分)
- ※減免内容は全て同じです。

令和5年4月1日採用

【採用予定日】

令和5年4月1日

【採用試験】

(1) 第1次試験

職種	日程
事務職①・事務職②・技術職・保育士	令和5年1月15日(日)
事務職③・保健師	令和5年1月22日(日)

②場所 大山崎町にて

※詳細は受験申込の際にお知らせします。

③試験内容

職種	試験科目	試験内容
事務職 ①②	教養試験 適性検査	一般的知識についての筆記試験 事務職としての適応性に関する検査
事務職 ③	職務基礎能力試験 職務適応性検査	公務に必要な基礎的な一般知識についての筆記試験 社会人の職務、職場への適応性を性格傾向から把握する検査
技術職 保育士 保健師	教養試験 専門試験	一般的知識についての筆記試験 専門的知識についての筆記試験

④合格発表 2月上旬に郵送で合否を通知

(2) 第2次試験および第3次試験

以降の試験日程・場所は各試験合格者に郵送で通知します。

【受験申込先および受付期間】

(1) 申込先

総務課総務係へ持参。または簡易書留で郵送  
※郵送での申込方法については、実施要項を確認してください。



## 手話こらむ Vol.2 「手話と身振りのちがい」

問=福祉課 社会福祉係 ☎956-2101 (内152)

「手話」とは、手指の位置や動き、顔の表情や体の動きを使って表現する言語であり、聞こえる人たちの音声言語とは異なる言語です。

一方「身振り」は、聞こえに障がいのある人もない人も使っています。例えば、手を招くように振る「おいで」、悲しい時に泣くしぐさをするなど『意思表示』の身振りや、ハンドルを握る様子で表す「自動車」、両手を広げて表す「飛行機」など『物の形を真似る』身振りがあります。

しかし、「料理を焦がしてしまって悲しい」「赤い自動車を買った」「飛行機で帰国した」などの文は身振りでは表現できません。「身振り」も体の動きで表し、目で見てわかるコミュニケーション手段（表現手段）のひとつですが、意思や意味を正確に伝えるためには、語彙数の多い「手話言語」が必要です。

大山崎町では令和3年4月に「大山崎町手話言語および聞こえに障害（障がい）のある人のコミュニケーション手段の促進と聞こえの共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。「聞こえの共生社会」とは、聞こえに障がいのある人もない人も共に安心して自分らしく暮らせる社会のことです。

＼「え」えとこ、「が」んばる、「お」おやまざきで働いてみませんか。／

# 令和4年度実施 大山崎町職員採用試験案内

【募集職種／採用予定人員／受験資格】

職種	採用予定人員	受験資格
事務職①	若干名	次の学歴に該当する最終学校を卒業または令和5年3月末日までに卒業見込で、下記の期間に生まれた方 ・大卒：平成9年4月2日～平成13年4月1日生 ・短大卒：平成11年4月2日～平成15年4月1日生 ・高卒程度：平成13年4月2日～平成17年4月1日生
事務職② (身体に障がいのある方)	若干名	次のすべての要件に該当する方 1. 次の学歴に該当する最終学校を卒業または令和5年3月末日までに卒業見込で、下記の期間に生まれた方 ・大卒：平成9年4月2日～平成13年4月1日生 ・短大卒：平成11年4月2日～平成15年4月1日生 ・高卒程度：平成13年4月2日～平成17年4月1日生 2. 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方
事務職③ (職務経験者)	若干名	次のすべての要件に該当する方 1. 昭和57年4月2日以降に生まれた方 2. 民間企業や官公庁等で、通算5年以上の職務経験があり、かつ、同一企業等において継続して3年以上勤務経験のある方 <sup>※注2</sup>
技術職 (土木)	1名	次の学歴に該当する最終学校を卒業または令和5年3月末日までに卒業見込で、下記の期間に生まれた方で ・大卒：平成4年4月2日～平成13年4月1日生 ・短大卒：平成4年4月2日～平成15年4月1日生 ・高卒程度：平成4年4月2日～平成17年4月1日生 次の1・2のいずれかに該当する方 1. 最終学校（学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学および大学等）で土木専門課程を修得した方または令和5年3月末日までに修得見込の方 2. 2級土木施工管理技士以上の資格を有する方
保育士	2名	昭和38年4月2日以降に生まれ、保育士資格を有する方または令和5年3月末日までに資格取得見込の方
保健師	1名	昭和38年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有する方または令和5年3月末日までに資格取得見込の方

注1. いずれの職種も日本国籍を有しない方または地方公務員法第16条の規定による欠格事項に該当する方は受験できません。

注2. 事務職（職務経験者）については、最終合格後、採用時までに受験資格を満たすことを明らかにする書類（職歴証明書等）の提出が必要です。書類が提出できない場合は、採用できません。

※筆記試験は拡大した問題用紙、面接試験は筆談や手話通訳による対応が可能です。

◆民間企業や官公庁等での職務経験について◆

- ・週30時間以上の勤務であれば、正規・非正規などの雇用形態は問いません。
- ・勤務を開始した日または勤務を終了した日が月途中の場合、勤務した期間が、その月の半数以上の日数である場合は1ヵ月の就業期間とみなします。
- ・休職などで会社を休んでいた期間は通算しません。
- ・同一期間内の重複した職務に勤務した場合は、一方のみを通算します。

## 百歳インタビュー②「大山崎町で生まれ育って102年」



野村 春子さん 「なんでも良いように考えて、長く続けることが大切」

健康長寿のまちづくりを目指す大山崎町で、百歳を超えてなお、ますますお元気な方に「百歳インタビュー」をさせていただきました。「人生百年時代」を体現するその生き方には、健康長寿の秘訣が溢れています。70代？80代？まだまだ先は長い！先月号に引き続き、シリーズ2回目です。

問=健康課 高齢介護係 ☎956-2101（内139）

### 【大山崎町の思い出】

私は大正15年に小学校に入学しました。当時の校舎は明治5年に建ったもの（大正15年時点では創立約60年！）古くて汚く、講堂も、雨天休操場もありませんでした。それを見かねた加賀さん（加賀正太郎さん。大山崎山荘〔現アサヒビール大山崎山荘美術館〕の元所有者）が講堂を建ててくれたんです。

### 【渡し舟も生活の一部】

昔は渡し船に乗って川向こう（八幡市側）へ渡っていました。三つの川のうち、宇治川が一番大きいのですが、初めに船頭さん1人の船で中州まで進み、中州で船頭さんが2人の大きい船に乗り換えるんです。そこから橋本まで行き、電車1駅で八幡さん（石清水八幡宮）へ行ったものです。

### 【女学校へは汽車通学】

女学校時代は京都市内へ通学していました。JR（当時は国鉄）で京都駅まで出て、そこからは路面電車です。その時から大山崎には国鉄と阪急の2つの路線がありましたし、昔は神足駅（現在の長岡京駅）もなく、山崎駅（明治9年開業）の次は向日町駅でした。

### 【大変だったこと】

やはり戦争は大変でした。淀川（上空）をB29が大阪方面へ向かっていくのがよく見えましたし、空襲の後、火の海になっているのが、高いところからはよく見えました。

### 【長生きの秘訣】

趣味を持つこと。そうすれば（趣味を紹介した）友達もできます。デイサービスでも趣味を紹介したお友達とのおしゃべりが楽しみです。（コロナ禍でなかなか人に会えず）一人でいたら頭が変になります。世の中が変わり、制度も変わってきたら嫌なこともたくさんあります。ニュースを見ても怖い、悲しい話題ばかりなので、なるべくそちらを向かないようにしています。それでも起こったことはしょうがない、忘れるようにすることです。また新しい話題が飛び込んできたら、そちらを見ればよいのです。

### いかがでしたか？

大山崎町の歴史を102年間、その目で見て、体感して来られた野村さん。他にもたくさんの興味深い昔話をお聞きしました。お体や心境の変化に合わせ、何歳になっても新しい事に迷わずチャレンジ！そして一度始めたら根気よく、楽しく続けるところはぜひ見習いたいですね！かわいいミミちゃんと、穏やかに、いつまでもお元気です。

### 【多彩な趣味の数々】

女学校の3年からお茶を習い、84歳まで続けました。（長時間の）正座ができなくなつてやめましたが、それまでは続けました。京都にはお茶に関することはいろいろありますし、教える立場だったこともあります。お習字もしていたので、書いてデイサービスに持っていました。お習字は60歳になってから始め、20年間習いに行きました。コロナ禍になってからは俳句も始めました。俳句は特に習っていませんが、興味はあったので始めました。私が作るものは川柳みたい（季語がない）ですが、別になんでも構わない、思ったことを詠んでいます。

「天王山 歴史名高き わがふるさとよ」

### 【大山崎町で102年間】

102年間ここで生まれ、育ちました。だからこういう歌を詠みました。大山崎は歴史のあるところで、豊臣秀吉も来たほどです。町の移り変わりもずっと見続けてきました。

### 【102年間を振り返って】

私はもうやるだけのことをしたと思っています。兄の子2人と自分の子3人の5人を何とか1人前に育てられました。あとはいただいた命と思い、そんなにすることはない。猫ちゃんと遊んでいます。猫ちゃんの名前はミミちゃん。17歳。（人間でいえば84歳！やはり飼い主に似て健康長寿ですね！）

### 【これから100歳を迎える方へ】

自分のことは自分ですることです。私もデイサービスへ出かける日は、自分で準備を済ませて迎え待っています。また、私はなんでも一つのことにに関して、やりかけたら長く続けてきました。100歳から乾布摩擦を始めて今も朝晩やっています。新しいことはもうなかなかできませんが、新しいことを聞いたときには、「あの時代はこうだったな」とか思います。それから、「何事も良いように思い、なんでも長く我慢して続ける」ことです。ちょっとずつあれこれ手をだすのではなく、我慢してでも続けることがよいのでは。

## 農林産物品評会出品野菜の展示・即売会を開催します ～12月4日㈰開催～

町が実施する農林産物品評会へ出品された地元の野菜等を展示し、その後、即売会を開催します。

前回実施した即売会では、大根、白菜、カブをはじめとする冬野菜や、みかん、レモン等の果樹、またバラなどの花きが約70点並びました。品評会に出品した農産物というと高価なイメージがあるかもしれません、100円程度からのお手頃な値段で販売します。大山崎町産の新鮮な農産物を購入することができるため、毎回大変好評いただいているです。

即売会は、畑から採れたての新鮮な農産物をお手頃価格で購入できるチャンスです！ぜひ地元の野菜や果物を味わってください。当日どんな農産物が並んでいるかは来てからのお楽しみです♪皆さまのご来場をお待ちしております。

とき=12月4日㈰展示会：9:00～9:45、即売会10:00～売り切れまで  
ところ=中央公民館実習室（本館1階）

※買い物袋の提供はございませんので、エコバッグをお持ちください。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、ご自身で袋詰めをお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、入場制限を設けて実施することがあります。

※来客者数や出品点数によっては、購入制限を設ける場合があります。

問=経済環境課 農林商工係 ☎956-2101（内243）

